

令和5年1月19日
選挙管理委員会事務局

総務委員会資料

**報告 1 (2) 川崎市議会議員選挙・神奈川県議会議員選挙・
神奈川県知事選挙の概要について**

- 資料 1 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙・神奈川県
議会議員選挙・神奈川県知事選挙の概要
- 資料 2 令和5年4月9日執行 川崎市議会議員選挙・神奈川県
議会議員選挙・神奈川県知事選挙の主要日程

令和 5 年 4 月 9 日執行 川崎市議会議員選挙・神奈川県議会議員選挙・神奈川県知事選挙の概要

(令和 5 年 1 月 19 日現在)

項 目	川崎市議会議員選挙	神奈川県議会議員選挙	神奈川県知事選挙																																										
1 基本的事項																																													
(1) 選挙管理機関	市選挙管理委員会 (区選挙管理委員会) (法 5、269、令 141 の 2)	県選挙管理委員会 (法 5)																																											
(2) 定 数	60 人 (法 4③、自治法 91、市議 定数選挙区条例)	105 人 (市内 18 人) (法 4③、自治法 90、県議 定数選挙区条例)	1 人																																										
(3) 選 挙 権	日本国民たる年齢満 18 年以上の者で、川崎市に引 き続き 3 か月以上住所を有 する者 (法 9②、自治法 18) ただし、選挙権行使のため には選挙人名簿登録が要件 (法 42①)	日本国民たる年齢満 18 年 以上の者で、県内の市町村 に引き続き 3 か月以上住所 を有していることがあり、 その後引き続き県内の市町 村に住所を有する者 (法 9②③、自治法 18) ただし、選挙権行使のため には選挙人名簿登録が要件 (法 42①)																																											
(4) 被選挙権	日本国民で川崎市議会議 員の選挙権を有する年齢満 25 年以上の者 (法 10①V、自治法 19①)	日本国民で神奈川県議会 議員の選挙権を有する年齢 満 25 年以上の者 (法 10①III、自治法 19①)	日本国民で年齢満 30 年以 上の者 (住所要件なし) (法 10①IV、自治法 19②)																																										
(5) 選 挙 区	7 選挙区 (各区 1 選挙区) (法 12④、15)	市内 7 選挙区 (各区 1 選 挙区) (県内 47 選挙区) (法 12①、15、県議定数選 挙区条例、特例条例)	神奈川県の区域 (法 12③)																																										
(6) 投 票 区	市内 164 投票区 (川崎区 29、幸区 19、中原区 27、高津区 23、宮前区 23、多摩区 24、麻生区 19) (法 17、令 141 の 2)																																												
(7) 開 票 区	市内 7 開票区 (各区 1 開票区) 県内 58 開票区 (法 18、令 141 の 2)																																												
(8) 選挙人名簿登録 者数等	<p>① 令和 4 年 12 月 1 日現在選挙人名簿登録者数</p> <table border="0"> <tr> <td>川崎市</td> <td>1,264,698 人</td> </tr> <tr> <td>川崎区</td> <td>188,883 人</td> </tr> <tr> <td>幸区</td> <td>140,792 人</td> </tr> <tr> <td>中原区</td> <td>216,716 人</td> </tr> <tr> <td>高津区</td> <td>191,933 人</td> </tr> <tr> <td>宮前区</td> <td>193,635 人</td> </tr> <tr> <td>多摩区</td> <td>183,729 人</td> </tr> <tr> <td>麻生区</td> <td>149,010 人</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>7,719,104 人</td> </tr> </table> <p>② 選挙時登録</p> <table border="0"> <tr> <td>【知事選挙】</td> <td>* 基準日</td> <td>年齢</td> <td>4 月 9 日</td> <td>* 登録日</td> <td>3 月 22 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>住所</td> <td>3 月 22 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【市議・県議選挙】</td> <td>* 基準日</td> <td>年齢</td> <td>4 月 9 日</td> <td>* 登録日</td> <td>3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>住所</td> <td>3 月 30 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>③ 被登録資格</p> <p>【年齢要件】 平成 17 年 4 月 10 日以前に生まれた者</p> <p>【住所要件】 ア 令和 4 年 12 月 30 日以前に転入届出をし、引き続き 上記基準日時点で市内のいずれかの区に住民登録があ り、かつ、在住していること イ 上記アの他、引き続き 3 か月以上川崎市で住民登録 され、かつ、転出後 4 か月を経過していないこと (知事選挙 (3 月 22 日)、市議・県議選挙 (3 月 30 日) と 2 回の選挙時登録があるが、市議・県議選挙の登録者も各 選挙の投票資格を有する。)</p> <p style="text-align: right;">(法 21①②、22③)</p>			川崎市	1,264,698 人	川崎区	188,883 人	幸区	140,792 人	中原区	216,716 人	高津区	191,933 人	宮前区	193,635 人	多摩区	183,729 人	麻生区	149,010 人	神奈川県	7,719,104 人	【知事選挙】	* 基準日	年齢	4 月 9 日	* 登録日	3 月 22 日			住所	3 月 22 日			【市議・県議選挙】	* 基準日	年齢	4 月 9 日	* 登録日	3 月 30 日			住所	3 月 30 日		
川崎市	1,264,698 人																																												
川崎区	188,883 人																																												
幸区	140,792 人																																												
中原区	216,716 人																																												
高津区	191,933 人																																												
宮前区	193,635 人																																												
多摩区	183,729 人																																												
麻生区	149,010 人																																												
神奈川県	7,719,104 人																																												
【知事選挙】	* 基準日	年齢	4 月 9 日	* 登録日	3 月 22 日																																								
		住所	3 月 22 日																																										
【市議・県議選挙】	* 基準日	年齢	4 月 9 日	* 登録日	3 月 30 日																																								
		住所	3 月 30 日																																										

項 目	川崎市議会議員選挙	神奈川県議会議員選挙	神奈川県知事選挙
(9) 任期満了日	令和5年5月2日 (法258、自治法93)	令和5年4月29日 (法258、自治法93)	令和5年4月22日 (法259、自治法140)
(10) 選挙期日	令和5年4月9日(日)(特例法1)		
(11) 選挙期日の告示	令和5年3月31日 (特例法2、法33⑤)	令和5年3月31日 (特例法2、法33⑤)	令和5年3月23日 (特例法2、法33⑤)
(12) 立候補届出期間	令和5年3月31日(告示日)のみ(法86の4)	令和5年3月31日(告示日)のみ(法86の4)	令和5年3月23日(告示日)のみ(法86の4)
(13) 立候補の方法	候補者又はその推薦人が郵便等によることなく、文書で選挙長に届け出る。 (法86の4①②)		
(14) 投票方法	投票用紙(桃色地に黒字印刷)に候補者1人の氏名を自書する。(法46①)	投票用紙(白色地に黒字印刷)に候補者1人の氏名を自書する。(法46①)	投票用紙(薄黄色地に黒字印刷)に候補者1人の氏名を自書する。(法46①)
(15) 期日前投票期間	告示日の翌日(4月1日)から選挙期日の前日(4月8日)まで (法48の2、48の2⑥読替法39)		告示日の翌日(3月24日)から選挙期日の前日(4月8日)まで (法48の2、48の2⑥読替法39)
(16) 不在者投票期間	告示日の翌日(4月1日)から選挙期日の前日(4月8日)まで(法49、令56~59の5の2) ただし、投票用紙等の交付請求は、告示日前からできる(郵便等投票のための請求は、選挙期日前4日(4月5日)まで) (令59の4)		告示日の翌日(3月24日)から選挙期日の前日(4月8日)まで(法49、令56~59の5の2)
(17) 当選人決定方法	得票の多い順に選挙すべき数まで(ただし、法定得票数に達しなかった者は除く。)(法95①Ⅲ)	得票の多い順に選挙すべき数まで(ただし、法定得票数に達しなかった者は除く。)(法95①Ⅲ)	有効投票の最多数を得た者(1人)をもって当選人とする。(ただし、法定得票数に達しなかった者は除く。)(法95①Ⅳ)
(18) 供託金	50万円(法92①Ⅴ)	60万円(法92①Ⅲ)	300万円(法92①Ⅳ)
(19) 供託金の没収	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区内議員定数}} \times \frac{1}{10}$ に達しない者 (法93①Ⅲ)	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区内議員定数}} \times \frac{1}{10}$ に達しない者 (法93①Ⅲ)	有効投票総数 $\times \frac{1}{10}$ に達しない者 (法93①Ⅳ)
(20) 法定得票数	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区内議員定数}} \times \frac{1}{4}$ 以上(法95①Ⅲ)	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区内議員定数}} \times \frac{1}{4}$ 以上(法95①Ⅲ)	有効投票総数 $\times \frac{1}{4}$ 以上(法95①Ⅳ)
2 選挙運動			
(1) 選挙事務所	1箇所(法131①Ⅴ) (1日につき、1回を超えて移動できない)(法131②)	1箇所(法131①Ⅴ)	2箇所(法131①Ⅳ、令109②、別表4)
(2) 自動車・船舶	1台(隻)(供託金没収者を除き自動車の費用公費負担)(法141①Ⅰ⑧、市公費負担条例)	1台(隻)(供託金没収者を除き自動車の費用公費負担)(法141①Ⅰ⑧、県公費負担条例)	1台(隻)(供託金没収者を除き自動車の費用公費負担)(法141①Ⅰ⑧、県公費負担条例)
(3) 拡声機	1そろい(携帯用のものを含む)。ただし、個人演説会の開催中は、その会場において別に1そろい使用できる。(法141①)		
(4) 選挙運動用通常葉書	4,000枚(郵送料無料) (法142①Ⅴ)	8,000枚(郵送料無料) (法142①Ⅳ)	82,500枚(郵送料無料) (法142①Ⅲ)
(5) 選挙運動用ピラ	2種類以内 8,000枚以内 (法142①Ⅴ) 29.7cm×21cm以内(供託金没収者を除き作成費用公費負担) (法142⑧⑩、市公費負担条例)	2種類以内 16,000枚以内 (法142①Ⅴ) 29.7cm×21cm以内(供託金没収者を除き作成費用公費負担) (法142⑧⑩、県公費負担条例)	2種類以内 300,000枚以内 (法142①Ⅲ) 29.7cm×21cm以内(供託金没収者を除き作成費用公費負担) (法142⑧⑩、県公費負担条例)

項 目	川崎市議会議員選挙	神奈川県議会議員選挙	神奈川県知事選挙
(6) 選挙運動用ポスター (42cm×30cm以内、タブロイド型)	ポスター掲示場ごとに1枚(供託金没収者を除き作成の費用公費負担) (法143①V④⑮、144④、144の2⑧、市ポス掲条例、市公費負担条例) 【ポスター掲示場設置数】(令和4年12月1日現在) 川崎区230、幸区153、中原区221、高津区188、宮前区189、多摩区194、麻生区153、市計1,328 (法144の2⑧⑩、令111)	ポスター掲示場ごとに1枚(供託金没収者を除き作成の費用公費負担) (法143①V④⑮、144④、144の2⑧、県ポス掲条例、県公費負担条例)	ポスター掲示場ごとに1枚(供託金没収者を除き作成の費用公費負担) (法143①V③⑮、144④、県公費負担条例)
(7) 個人演説会告知用ポスター (42cm×10cm以内)	制度なし (選挙運動用ポスターを利用して告知することができる。)	制度なし (選挙運動用ポスターを利用して告知することができる。)	ポスター掲示場の選挙運動用ポスターの掲示区画にあわせて1枚だけ(供託金没収者を除き作成の費用公費負担) (法143①IVの3③⑪⑫⑮、県公費負担条例)
(8) 個人演説会の開催	回数制限なし。 公営施設使用の場合は、開催日前2日までに施設所在地の区選挙管理委員会に申出をする(公営施設は同一施設1回に限り無料) (法161、163、164)	回数制限なし。 公営施設使用の場合は、開催日前2日までに施設所在地の区選挙管理委員会に申出をする(公営施設は同一施設1回に限り無料) (法161、163、164)	回数制限なし。 公営施設使用の場合は、開催日前2日までに施設所在地の区選挙管理委員会に申出をする(公営施設は同一施設1回に限り無料) 会場前には、県選管の交付する表示板を取付けた立札又は看板を必ず1枚は掲示 (法161、163、164、164の2①②)
(9) 街頭演説	(標旗) 1流 交付された標旗を掲げ、その場にとどまって行う。 (法164の5①I②③) (時間) 午前8時から午後8時まで(法164の6①)		
(10) 乗車・乗船章	4枚 (法141の2)		
(11) 選挙運動員章	11枚 (法164の7)		
(12) 新聞広告	2回以内(有料) 横9.6cm 縦2段組以内 (法149④、規則19①)	2回以内(有料) 横9.6cm 縦2段組以内 (法149④、規則19①)	4回以内(無料) 横9.6cm 縦2段組以内 (法149④⑥、規則19①)
(13) 政見放送	制度なし (実施できない。)	制度なし (実施できない。)	①放送回数 計8回(無料) NHK テレビ2回、ラジオ2回 民放 テレビ神奈川3回、ラジオ日本1回 (法150③、令111の4④、実施規程2⑤⑥⑦、別表1) ②放送時間 1回当たり5分30秒以内 (実施規程3)

項 目	川崎市議会議員選挙	神奈川県議会議員選挙	神奈川県知事選挙
(14) 経歴放送	制度なし (実施できない。)	制度なし (実施できない。)	①放送回数 ア NHKテレビ1回 (法151②) イ NHKラジオ概ね5回 (法151②) ウ テレビ政見放送を行う際の経歴放送 NHK2回、 テレビ神奈川3回 (法151③) エ ラジオ政見放送を行う場合の経歴の紹介 NHK2回(NHKの2回は、イの回数で2回と計算される。) ラジオ日本1回 (実施規程4③、取扱規程4⑤) ②放送時間 1回当たり30秒以内 (実施規程4②、取扱規程4②)
(15) 選挙公報	写真掲載 告示日に申請 (選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に配布) (法172の2、市公報条例)	写真掲載 告示日に申請 (選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に配布) (法172の2、県公報条例)	写真掲載 告示日から2日間に申請(選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に配布) (法167①、168①、170)
(16) インターネット	① ウェブサイト等によるもの(電子メール等の表示義務) ② 電子メールによるもの(候補者、確認団体に限る) (法142の3、142の4)		
(17) 候補者の氏名等 掲示	① 投票所における掲示 ア 投票記載台に候補者氏名及び党派別を掲示 イ 区選挙管理委員会が開票区ごとにくじで定めた順序により掲示 (法175①③) ② 期日前投票所及び区選挙管理委員会委員長が管理する不在者投票記載場所における掲示(告示日の翌日から選挙期日の前日まで) ア 投票記載台に候補者氏名及び党派別を掲示 イ 区選挙管理委員会が開票区ごとにくじで定めた順序により掲示 (法175②⑤)		
(18) 特殊乗車券	制度なし	制度なし	県内に通用する無料特殊乗車券15枚 (法176、国土交通省告示)
(19) 選挙運動費用の 支出制限額	法定限度額 = 固定額 + 人数割額 [固定額] 370万円 [人数割額] 選挙区内選挙人名簿登録者数÷ 選挙区内議員定数×149円 (法194、令127)	[固定額] 390万円 [人数割額] 選挙区内選挙人名簿登録者数÷ 選挙区内議員定数×83円 (法194、令127)	[固定額] 2,420万円 [人数割額] 選挙人名簿登録者数×7円 ※最高額は6,050万円 (法194、令127)
(20) 報酬を支給することができる ことができる事務員、車上運動員、 手話通訳者及び要約筆記者の 数	立候補者の届出のあった日から選挙期日の前日までの間で、あらかじめ届出をした者。 1候補者につき1日12人 ただし、異なる者の使用数は通算して60人以内 (法197の2②⑤、令129③⑧)	1候補者につき1日12人 ただし、異なる者の使用数は通算して60人以内 (法197の2②⑤、令129③⑧)	1候補者につき1日50人 ただし、異なる者の使用数は通算して250人以内 (法197の2②⑤、令129⑧)

項 目	川崎市議会議員選挙	神奈川県議会議員選挙	神奈川県知事選挙
(21) 後援団体等の寄附禁止	<p>後援団体の選挙区内の者への寄附は、一部例外を除き、時期を問わず禁止されているが、選挙期日前の一定期間は、一部例外のうちの設立目的により行う行事又は事業に関する寄附も禁止。候補者の自分の後援団体（資金管理団体を除く。）への寄附は、選挙期日前の一定期間禁止。</p> <p>選挙期日前の一定期間とは、選挙の期日前 90 日（1 月 9 日）から選挙期日（4 月 9 日）まで （特例法 6、法 199 の 5）</p>		
(22) 候補者等の政治活動用ポスター掲示の禁止	任期満了の日の 6 月前の日（令和 4 年 11 月 2 日）から選挙期日（4 月 9 日）まで	任期満了の日の 6 月前の日（令和 4 年 10 月 29 日）から選挙期日（4 月 9 日）まで	任期満了の日の 6 月前の日（令和 4 年 10 月 22 日）から選挙期日（4 月 9 日）まで
(23) 政党等の政治活動用ポスター掲示の禁止	<p>候補者の氏名又は氏名類推事項が記載された政党等の政治活動用ポスターについては、告示日に撤去しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">（法 201 の 14①）</p>		
3 政治活動			
(1) 確認団体の要件	市内各選挙区を通じて 3 人以上の所属候補者を有する政治団体（法 201 の 8①）	県内各選挙区を通じて 3 人以上の所属候補者を有する政治団体（法 201 の 8①）	神奈川県知事選挙の所属候補者又は支援候補者を有する政治団体（法 201 の 9①）
(2) 確認書の交付申請	市選挙管理委員会に申請して確認書の交付を受ける。 （法 201 の 8②）	県選挙管理委員会に申請して確認書の交付を受ける。 （法 201 の 8②）	県選挙管理委員会に申請して確認書の交付を受ける。 （法 201 の 9③）
(3) 政談演説会	<p>所属候補者の 4 倍に相当する回数開催できる。 （法 201 の 8① I）</p> <p>開催に当たっては、市選管に届け出なければならない。 （法 201 の 11②）</p>	<p>所属候補者の 4 倍に相当する回数開催できる。 （法 201 の 8① I）</p> <p>開催に当たっては、県選管に届け出なければならない。 （法 201 の 11②）</p>	<p>衆議院（小選挙区選出）議員の 1 選挙区ごとに 1 回（計 20 回）開催できる。 （法 201 の 9① I）</p> <p>開催に当たっては、県選管に届け出なければならない。 （法 201 の 11②）</p>
(4) 街頭政談演説	政治活動用自動車で停止しているものの車上及びその周囲で開催できる。 （法 201 の 8① II）	政治活動用自動車で停止しているものの車上及びその周囲で開催できる。 （法 201 の 8① II）	政治活動用自動車で停止しているものの車上及びその周囲で開催できる。 （法 201 の 9① II）
(5) 政治活動用自動車（政策の普及宣伝〔機関紙誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む〕、演説の告知用）	確認団体の本部及び支部を通じて 1 台。所属候補者が 3 人を超える場合は、その超える数が 5 人を増すごとに 1 台追加 （法 201 の 8① III）	確認団体の本部及び支部を通じて 1 台。所属候補者が 3 人を超える場合は、その超える数が 5 人を増すごとに 1 台追加 （法 201 の 8① III）	確認団体の本部及び支部を通じて 1 台。 （法 201 の 9① III）
(6) 政治活動用ポスター（85cm×60cm 以内）	1 選挙区ごとに 100 枚以内。その選挙区の所属候補者が 1 人を超える場合、その超える数が 1 人を増すごとに 50 枚追加 （法 201 の 8① IV）	1 選挙区ごとに 100 枚以内。その選挙区の所属候補者が 1 人を超える場合、その超える数が 1 人を増すごとに 50 枚追加 （法 201 の 8① IV）	衆議院（小選挙区選出）議員の 1 選挙区ごとに 500 枚以内（計 10,000 枚） （法 201 の 9① IV）
(7) 立札・看板の類の掲示（規格制限なし）	<p>① ア 政談演説会告知用として 1 政談演説会ごとに通じて 5 枚以内 イ 政談演説会の会場で使用するもの ※アには、市議選にあつては市選挙管理委員会、県議選及び知事選にあつては県選挙管理委員会の定める表示をしなければならない。（法 201 の 11⑧）</p> <p>② 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの（枚数制限なし）（法 201 の 8① V、201 の 9① V）</p>		
(8) ビラの頒布	市選挙管理委員会に届け出たもの 2 種類以内 （法 201 の 8① VI）	県選挙管理委員会に届け出たもの 2 種類以内 （法 201 の 8① VI）	県選挙管理委員会に届け出たもの 2 種類以内 （法 201 の 9① VI）
(9) 拡声機（政策の普及宣伝〔機関紙誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む〕、演説の告知用）	<p>政談演説会の会場、街頭政談演説の場所及び政治活動用自動車の車上における使用のみできる。</p> <p style="text-align: right;">（法 201 の 8① III の 2、201 の 9① III の 2）</p>		

項 目	川崎市議会議員選挙	神奈川県議会議員選挙	神奈川県知事選挙
(10) 機関新聞紙、機関雑誌の発行	確認団体の本部において直接発行し、通常の方法で頒布するもので、市議選にあつては市選挙管理委員会、県議選及び知事選にあつては県選挙管理委員会に届け出たもの各1に限られ、かつ、号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行するものを除いたもの(通常の方法について、読み替え規定等あり。) (法201の15①)		
(11) 連呼行為	政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所並びに午前8時から午後8時までの間に限り、政治活動用自動車の上においてできる。 (法201の13①1)		
(12) 掲示又は頒布する文書図画の特定候補者の氏名等掲載の禁止	新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法を除き、特定の候補者の氏名及び氏名類推事項の記載は禁止される。 (法201の13①Ⅱ)		
(13) 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物における文書図画の頒布の禁止	政談演説会の会場においてする場合並びに次のものを除き、禁止される。 ア 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物のうち、職員住宅及び公営住宅 イ 文書図画のうち、新聞及び雑誌 ウ 頒布のうち、郵便等又は新聞折込みの方法による頒布 (法201の13①Ⅲ)		
4 参考事項			
(1) 投票率	前回(平成31年4月7日執行) 41.43%	前回(平成31年4月7日執行) 川崎市 41.28% 神奈川県 41.16%	前回(平成31年4月7日執行) 川崎市 41.34% 神奈川県 40.28%
(2) 立候補者数	前回 81人 (総定数60人)	前回 川崎市27人 (市内定数18人)	前回 2人
(3) 投票速報確定時刻	前回 4月8日午前0時40分	前回 川崎市4月8日午前0時40分 神奈川県4月8日午前0時40分	前回 川崎市4月8日午前0時40分 神奈川県4月8日午前2時20分
(4) 開票速報確定時刻	前回 4月8日午前3時01分	前回 川崎市4月8日午前1時19分 神奈川県4月8日午前2時15分	前回 川崎市4月8日午前1時11分 神奈川県4月8日午前3時26分
(5) 不在者投票施設	病院 55、老人ホーム 140、身体障害者支援施設 4、保護施設 1、 刑事施設・少年院等 0 計 200 (令和4年12月21日現在)		
(6) 直接請求署名収集禁止期間	選挙の期日前60日(令和5年2月8日)から選挙の期日(4月9日)までの間 (特例政令2、自治令92⑤)		

前回（第19回統一地方選挙・平成31年4月7日）と変わった事項

項 目	今 回（第20回）	前 回（第19回）	備 考
1 共通事項			
(1) 選挙人名簿登録者数	1,264,698人 令和4年12月1日定時登録	1,236,010人 平成31年3月28日選挙時登録	+28,688人
(2) ポスター掲示場	1,328箇所 (令和4年12月1日現在)	1,326箇所 (平成31年12月2日現在)	+2箇所
(3) 不在者投票施設	200施設 (令和4年12月21日現在)	192施設 (平成31年3月13日現在)	+8施設
(4) 特例郵便等投票制度の創設	特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律の施行により、当分の間、新型コロナウイルス感染症の患者等で外出自粛要請等又は隔離・停留の措置を受けた者の、郵便等を用いた投票が可能となった。	制度なし	
(5) 立候補届出があった旨の告示事項	立候補の届出があった旨の告示事項について、国政選挙では性別不掲載、住所は市区町村まで（指定都市は行政区まで）、生年月日は年齢表記が適当とされ、地方選挙も同様の取扱いが適当とした上で住所は選挙区の大きさ等に応じて住所の市区町村まで又は町字までと地域の実情に勘案して判断することとされた。	立候補の届出があった旨の告示事項について、性別、住所、生年月日を含めて必要事項を記載する。	
(6) 押印義務の見直しに伴う様式の変更	立候補の届出等の国民等が行政機関等に対して行う申請書等に係る様式について、押印欄を削除し、届出の際に本人確認書類の提示等を行う旨の備考が追加された。	立候補の届出等の国民等が行政機関等に対して行う申請書等に係る様式には押印が必須。	
(7) 地方議会議員選挙の立候補届出に添える宣誓事項の追加	地方議会議員選挙の立候補の届出に添える宣誓事項に、住所に関する要件を満たす者であると見込まれることが追加された。	—	
2 選挙運動 選挙公報の掲載文の提出方法	選挙公報の掲載文の提出は紙のほか、電子データでも可能	選挙公報の掲載文の提出は紙に限定	
3 神奈川県議会議員選挙 選挙区数	県内47選挙区 (市内7選挙区)	県内48選挙区 (市内7選挙区)	-1選挙区

(令和5年1月19日 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課)

令和5年4月9日執行 統一地方選挙 主要日程 (主に市議関係)

日 時	事 項	場 所
令和5年2月22日(水) 午後2時から	【市議】 政党説明会	第4庁舎4階 第6・7会議室
令和5年2月24日(金) 午前10時から	(知事) (県議) 政党説明会	未定
令和5年2月24日(金) 午後1時30分から	(知事) 立候補予定者事前説明会	未定
令和5年2月24日(金) 午後1時30分から	【市議】 立候補予定者事前説明会	第4庁舎 2階ホール
令和5年3月8日(水) 午後1時30分から	(県議) 立候補予定者事前説明会	第4庁舎 2階ホール
令和5年3月9日(木)	【市議】 立候補関係書類等事前審査開始 選挙公報事前相談開始	各区選管事務室 (選挙公報事前相談は 市選管事務局)
令和5年3月14日(火)	(県議) 立候補関係書類等事前審査開始	各区選管事務室
令和5年3月23日(木)	(知事) 告示日・立候補届出の受理 午前8時30分から午後5時まで	県庁大会議場
令和5年3月24日(金)	(知事) 期日前投票・不在者投票開始 4月8日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで(※)	各区役所の期日前投票所 のみ可 (4月1日以降は、各区役 所以外の増設期日前投票 所も可)
令和5年3月31日(金)	【市議】 (県議) 告示日・立候補届出の受理 午前8時30分から午後5時まで	各区役所
令和5年4月1日(土)	【市議】 (県議) 期日前投票・不在者投票開始 4月8日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで(※)	各区役所及び 各区役所以外の増設期日 前投票所
令和5年4月9日(日)	選挙期日 投票日・開票日 投票：午前7時から午後8時まで 開票：午後9時から確定まで	投票区： 市内164投票所 開票区： 市内7開票区
令和5年4月11日(火) 午後2時から	【市議】 当選証書付与式	第4庁舎 2階ホール

※ 国際交流センター(中原区)の期日前投票所のみ午前9時から午後8時まで